

① 件名
一般社団法人日本カーシェアリング協会との災害時の相互応援に関する協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災を契機に本市で生まれた「コミュニティ・カーシェアリング」を推進する一般社団法人日本カーシェアリング協会では、震災後、カーシェアリングを活用した地域コミュニティの再生に注力しており、平成27年からは再生したコミュニティによる総合防災訓練において災害時での電気自動車を活用した防災意識の向上を図る等の連携を行ってきた。</p> <p>【目的】 行政の力だけではカバーしきれない災害時の対応について、一般社団法人日本カーシェアリング協会と協定を締結し、電気自動車を活用した非常用電源の供給と被災者の移動支援、被災後の地域コミュニティの形成等の対応を行い、災害時における応急対策及び復旧対策を円滑に行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市地域防災計画 第1章 第2節 基本方針</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成30年4月 災害時における電気自動車の有効活用について、総合防災訓練でも連携した活動を行っている一般社団法人日本カーシェアリング協会より、災害発生時の応援と地域の防災活動及び機能面の強化について協定締結の申出
⑤ 主な内容
<p>【趣旨】 災害が発生した場合において、相互に相手方の要請に応え応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定める。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保有する電気自動車を活用した避難所等での電源供給 2 被災者への移動支援（車両の貸し出し等） 3 全国に向けた支援の呼びかけ、支援者の受入れ 4 コミュニティの復旧支援 5 その他、本市からの要請事項 <p>【その他】 要請事項を明らかにし、電話又は電信により連絡担当部局（危機対策課）を通じて要請を行う。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 災害によって維持が難しくなった地域のコミュニティ形成を「コミュニティ・カーシェアリング」の導入により迅速に行うことで、被災者の精神面での安心と交通弱者に対する不安の解消につながるほか、電源の確保に支障をきたしている避難所等に対し移動可能な電気自動車からの非常用電源を供給することにより、避難所の安定した運営につながる事が期待できる。</p>

⑦ 他自治体の政策との比較検討
<p>これまで、他の自治体で「コミュニティ・カーシェアリング」に取り組んでいる事例はなく、一般社団法人日本カーシェアリング協会との応援協定を締結している自治体はない。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成30年8月 <u>17日</u> -(日程調整中)- 災害時の相互応援に関する協定締結</p>
⑨ その他

災害時の相互応援に関する協定

石巻市（以下「甲と」いう。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により甲が被災した際の相互の応援並びにその備えに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲において災害が発生した場合に、甲乙が相互に相手方の要請に応え、甲の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 甲は乙に対し、下記の応援を行なう。
 - ① 甲所有施設からの本協定に基づく電源の供給
 - ② 甲の設置する避難所等での本協定に基づく活動（許可）
 - ③ 乙の活動についての甲市民に対する告知協力
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、特に乙の要請があった事項
- (2) 乙は甲に対し、下記の応援を行なう。
 - ① 保有する電気自動車（EV）による避難所等での電源提供
 - ② 甲に設置された避難所等における甲市民への車両貸し出しの実施
 - ③ 全国に向けた甲への支援の呼びかけ、支援者の受入れ
 - ④ 甲におけるコミュニティ復旧支援
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特に乙の要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする者は、次の事項を明らかにし、電話又は電信により応援を要請するものとする。また、乙が甲に応援を要請するにあたっては、第6条に定める連絡担当部局を通じて要請を行なうものとする。

- (1) 被害の状況または活動を行なおうとする場所の状況
- (2) 具体的な行為を伴う応援を要請する場合にあっては、その内容並びに方法
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された相手方は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により相手方との連絡がとれない場合には、甲乙は自ら被害状況の調査を行ない、前条に定める相手方の要請がなくとも、相手方からの応援要請があったものとみなして自主的に応援を実施することができる。但し、通信が復旧したのち遅滞なく、相手方に対する活動の報告を行なうものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として甲乙それぞれの負担とする。ただし、これによりがたい場合には、甲乙が協議して別に定めるものとする。

(連絡担当部局)

第6条 甲は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、乙に通知し、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

2 また、甲の連絡担当部局と乙は、少なくとも一年に一回以上、連絡会議若しくは防災訓練を共同で実施し、災害が発生した際の相互応援並びに連携について、強化に努めるものとする。

(資料の交換)

第7条 甲は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を乙に共有するものとする。

(相互応援を実現するための備え)

第8条 甲乙は、別途細目に定める相互応援を実現するための備えについて、災害時に本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、その実現に努めるものとする。

(定めのない事項)

第9条 本協定の締結に関し必要な事項並びに本協定に定めのない事項については、別途甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の発効と期間)

第10条 本協定は、平成30年8月17日から効力を発生する。

2 本協定の有効期限は定めないこととし、甲乙が本協定を終了しようとするときは、終了しようとする年度の少なくとも1カ月前までに相手方に対し文書によりその旨を申し出なければならない。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年8月17日

甲 宮城県石巻市
石巻市長 亀山 紘

乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号
一般社団法人日本カーシェアリング協会
代表理事 吉澤 武彦

(細目) 相互応援を実現するための備え

No.	内容
1	災害時の充電設備接続の方法の検討
2	災害時の充電設備接続の為の環境整備
3	町内会等の許可を得られることを条件とした、甲の復興公営住宅に対する車両並びに充電設備等附属設備の設置
4	甲住民に対する住民説明会の実施
5	平時からの甲乙の連携に関する周知・普及促進

石巻市と一般社団法人日本カーシェアリング協会との
災害時の相互応援に関する協定締結式

日時：平成30年8月17日（金）

午前11時～

場所：石巻市防災センター 特設会場

次 第

1 開 会

2 出席者紹介

3 協定内容説明

4 協定書署名・調印、記念撮影

5 挨拶

石巻市長 亀 山 紘

一般社団法人日本カーシェアリング協会 代表理事 吉 澤 武 彦 氏

6 閉 会

日本カーシェアリング協会との災害時における相互応援

